

# 安心して住宅を売買するためのガイドブック (マンション編) のポイント



東京都都市整備局

この冊子は、「安心して住宅を売買するためのガイドブック（マンション編）」の中から、売主・買主が既存マンションの売買に当たって確認することが大切な事項をポイントとして紹介したものです。

詳細はガイドブック本編でご確認ください。

※ ガイドブックの全文は、東京都都市整備局ホームページ(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp>)でご覧になれます。購入を希望される方は、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階北側)でお求めになれます(480円)。

## 既存マンション流通の促進

都内の既存マンションの流通割合は 14.7%と低い割合であり、8割以上は新規分譲となっています。

既存マンションは「新築に比べ割安」などといったメリットがある一方、住宅の品質や性能等に不安を感じる事が多く、その流通が伸び悩んでいます。

このガイドブックは、都民が既存マンションの取引に当たり、大切な視点や確認することが大切な事項を示し、安心して売買できる環境を整えることにより、既存マンションの円滑な流通を促進することを目的に作成しています。



## ガイドブックのポイント

既存マンションを都民のみなさんに安心して売買していただくため、大切な視点を示すとともに、準備から契約・引渡しまでに確認する事項やその方法を示しています。

### マンションに関する大切な視点を説明

マンションに住み、所有する人々が知っておかなければならない、「マンションの特性」や「マンションの維持・管理の仕組み」を説明しています。

マンションを選択する上で重要な「マンションの耐震性能」を説明するとともに、売買に際しての信頼性を向上させるため、「住宅履歴」を備えることや「住宅検査」の実施を勧めています。

### 「チェックリスト」として、売買に当たっての確認事項を提示

住戸やマンションの管理に関する情報提供の基準となる「チェックリスト」を売主、買主の方に示しています。チェックリストを活用することにより、

- ・ 売主は、情報不足による売却後のトラブルを軽減することができます。
- ・ 買主は、事前に必要な情報を確認でき、安心して物件を選択することができます。
- ・ 管理組合としても、運営状況等に係る情報提供など、積極的にチェックリストの作成に協力することが望まれます。

### 不動産取引と契約に際しての留意事項の説明

「重要事項説明書」の確認や「売買契約書」等の締結の際に留意すべき事項を具体的に説明しています。契約内容等について、売主と買主が共通の理解をし、お互いその内容を確認することにより、トラブルの軽減が期待できます。

## マンションに関する大切な視点

- 既存マンションを購入するに当たり、入居後の生活や管理組合の活動を円滑に営むためには、維持・管理に関する知識・情報が不可欠です。
- また、既存マンションを安心して売買するため、耐震性能や住宅履歴など、特に注意が必要な事項については、売主・買主がともに共通認識を持つことが重要です。
- 初めてマンションを購入し、生活する上で必要なマンションの維持・管理に関する知識のほか、マンションの耐震性能、住宅履歴、住宅検査について説明します。

### マンションの特性

#### ○ 権利関係

マンションは、一棟の建物が「専有部分（住戸部分）」と「共用部分（廊下、階段など）」に分けられます。「専有部分」については所有権（区分所有権）がありますが、「共用部分」は区分所有者の共有です。

#### ○ 維持・管理

マンションは共用部分の管理に関する事項など、区分所有者の共有の財産にかかわる決定等については、区分所有者全員で構成される管理組合の総会において、区分所有者の合意により決定されます。

#### ○ 修繕（リフォーム）

共用部分の修繕工事は、工事の内容等について、総会の議決が必要です。専有部分のリフォームは、管理組合や細則等で制約がある場合があるので、確認が必要です。

### マンションの維持・管理の仕組み

#### ○ 管理組合

区分所有者が全員で管理組合を構成し、総会の開催、管理規約の策定などにより、管理を行います。  
マンションの住戸を所有するということは、管理組合の一員となるということです。

#### ○ 管理規約

マンションの価値の保全、また、共同生活を快適に営むために定められる各マンション個別のルールです。  
区分所有者はもちろん、賃借人等も生活マナーなどを守らなければなりません。

#### ○ 専有部分と共用部分

専有部分は住戸部分等、各区分所有者の所有権の目的となる部分です。  
共用部分は専有部分以外の建物の部分等で区分所有者全員の共有となり、住戸を隔てている壁、床などがそれにあたります。

## マンションの維持・管理の仕組み（続き）

### ○ 維持・管理のための費用負担

区分所有者は、共有部分の持分に応じて、管理費用等を負担する責任があります。  
管理費は共用部分の日常的な維持・管理に使われ、修繕積立金は共用部分の修繕工事に備える積立金です。

### ○ マンション管理業者

管理組合の委託を受けて、管理組合のパートナーとして管理業務の実務を担う事業者です。  
法律に定められた一定の業務を行う場合は、国土交通省への登録が必要です。

### ○ 長期修繕計画と修繕積立金

向こう30年程度の間、いつ頃どんな修繕を行えばよいか、その費用はどのくらいか、を定める計画です。  
計画で必要とされる費用を根拠に、修繕積立金が設定されることが望まれます。

## マンションの耐震性能

- マンションは、戸建住宅に比べはるかに建物規模が大きく、居住者が多い区分所有の共同住宅であることから、被災時の影響が広範に及ぶことが懸念されます。
- また、安全で良質な住宅資産として維持する上でも、耐震性の確保は重要です。

### ○ 耐震性能の確認

建築基準法施行令が改正され、昭和56年6月1日から施行されており、これが現在の基準（新耐震基準）となっています。

建築時期が昭和56年5月31日以前の場合は、耐震性能を確認するための耐震診断や必要に応じて耐震改修工事を実施しているかを確認することが望まれます。

管理組合が「耐震診断報告書」を保管しているかどうかで、耐震診断の実施の有無を確認することができます。

管理組合が修繕履歴を保管している場合に、それにより耐震改修工事の実施の有無を確認することができます。

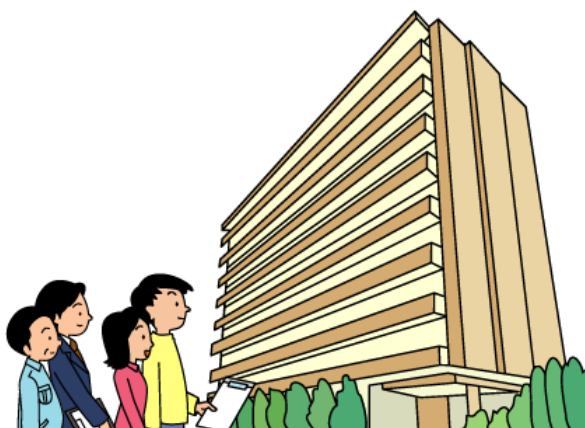
なお、宅地建物取引業法では、建築時期が昭和56年5月31日以前の住宅について、耐震診断を行っている場合は、その内容を重要事項説明として、宅地建物取引主任者が、契約前に買主に説明することが義務付けられています。

## 「住宅履歴」の備えと「住宅検査」の勧め

- 住宅履歴とは、新築時に住宅供給事業者から渡された書類に、その後の修繕工事等の修繕履歴を追加し、保管していくものです。住宅履歴を備えることは、住宅の品質や性能や把握する上で有効な手段であり、それを踏まえて維持・管理や修繕を行うことによって、快適な居住環境を確保し、長期的な使用が可能になります。

- ・ 生産履歴…付近見取図、配置図、仕様書、構造計算書、建築確認済証（共用部分）、重要事項説明書（専有部分）など住宅の生産にかかわる情報
- ・ 修繕履歴…修繕等の契約書や工事記録書

- マンションでは、共用部分の履歴に関する資料等は管理組合が保管し、専有部分については各区分所有者で保管します。
  - 共用部分については、管理組合が保管する修繕履歴を確認することによって、どのような修繕工事が実施されているかを確認することができます。
  - 専有部分の修繕等に関する工事記録書等があれば、どのようなリフォームを実施したかを確認することができます。
- 
- 住宅検査は、言わば「住まいの健康診断」です。住宅の劣化状況等を把握できるため、住宅を適正に維持・管理していく上で、また、安心して売買する上でも有効です。
  - 共用部分の住宅検査は、修繕工事の実施のため、又は長期修繕計画の作成・見直しのために管理組合が実施します。
  - 専有部分の住宅検査は、専有部分の状態や性能について現状を明らかにするために所有者が行うことが望まれます。売買の際に検査をすることにより、売主は瑕疵担保責任等のリスクを減少させることができ、買主は住宅の現況や購入後の維持・管理に必要な事項を具体的に把握することができます。



## 既存マンションの取引の手順と確認事項

売主と買主の取引の手順及びその各段階での確認が必要な事項について図示しています。

### ○ 売主の場合

#### STEP1 売却準備・事前調査

- 売却条件等の確認

**チェックリストの活用**

#### STEP2 宅建業者の選定

- 宅建業者の選定と媒介契約の締結
- 住宅の事前確認

**チェックリストの完成**

#### STEP3 住宅情報の提供・売買交渉

- 住宅情報の提供

**チェックリストによる情報提供**

#### STEP4 売買契約の締結、決済・引渡し

- 売買契約の締結
- 決済、引渡し

### ○ 買主の場合

#### STEP1 住宅情報収集・事前調査

- 購入条件等の確認

**チェックリストの活用**

#### STEP2 宅建業者の選定

- 宅建業者の選定と媒介契約の締結

**チェックリストの項目確認**

#### STEP3 選定・交渉・重要事項説明

- 購入希望住宅の選定
- 宅建業者からの重要事項説明

**チェックリストの活用・確認**

#### STEP4 売買契約の締結、決済・引渡し

- 売買契約の締結

**チェックリストによる最終確認**

- 決済、引渡し



## 「チェックリスト」による確認

既存マンションを安心して売買するためには、対象となるマンションに関する情報を売主、買主が互いに確認し、共有することが大切です。

ここに掲げる「チェックリスト」は、そのために活用するものです。

### 売主による「チェックリスト」の活用

- 売主は、「チェックリスト」を活用して、土地や建物の権利関係、住環境、住戸の状態、マンションの管理に関する状況等について確認し、買主に情報提供することが大切です。
- また、完成した「チェックリスト」を基に、契約関係書類に添付する「物件状況等報告書」及び「設備表」を作成し、建物の状態や不具合等を買主に告知してください。

### 買主による「チェックリスト」の活用

- 買主が、安心して住宅を購入するためには、住戸の状態などに加えて、マンションの管理に関するルールなど、必要な事項をあらかじめ確認することが大切です。
- 買主は、現地案内の際などに「チェックリスト」を活用して、自分自身の目で確かめるとともに、売主や宅建業者、また管理組合や管理業者に質問しながら確認してください。

### 「チェックリスト」は3種類です。

- 建物の概要、土地・建物の権利関係や周辺の住環境を確認・整理する



#### ① 建物・権利・環境に関するチェックリスト

- 専有部分の雨漏り等の不具合、売主から買主に引き継ぐ内容等を確認・整理する



#### ② 住戸に関するチェックリスト

- マンションの管理規約や居住者ルールなどを確認・整理する



#### ③ マンション管理に関するチェックリスト



# 1 建物・権利・環境に関するチェックリスト

## A 建物概要についての確認です。

a 建築時期はいつですか。	<input type="checkbox"/> 昭和 56 年 5 月 31 日以前 (昭和 年 月) <input type="checkbox"/> 昭和 56 年 6 月 1 日 以降
b 新築時の分譲業者名	
c 新築時の施工業者名	
d 使用建ぺい率、容積率は指定建ぺい率、容積率の範囲内ですか。	建ぺい率 <input type="checkbox"/> 範囲内 <input type="checkbox"/> 範囲外 <input type="checkbox"/> 不明 (実際 %、指定 %) ----- 容積率 <input type="checkbox"/> 範囲内 <input type="checkbox"/> 範囲外 <input type="checkbox"/> 不明 (実際 %、指定 %)
e 敷地は、幅員 4 m 以上の道路に 4 m 以上接していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない ( )

## B 土地と建物の権利関係の確認です。

a 土地・建物への抵当権等 (第三者の権利) は設定 (抹消) されていますか。	設定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (抹消 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未)
b 土地の権利関係	<input type="checkbox"/> 敷地利用権 ( <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権) <input type="checkbox"/> 区分所有者等の共有 ----- <input type="checkbox"/> 賃借権の場合 ( <input type="checkbox"/> 通常の借地権 <input type="checkbox"/> 定期借地権 <input type="checkbox"/> 建物譲渡特約付借地権)
c 売主と所有者の関係	<input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> 不一致 ( )

## C マンション周辺の環境に関する確認事項です。

a 過去に浸水、火災等の被害がありましたか。	有・無	
b 近隣も含め過去に重大な事件等の発生がありましたか。	有・無	
c 近隣に建築計画がありますか。	有・無 ・不明	
d 周辺のまちづくりに関する計画がありますか。(道路計画、都市計画、まちづくり協議会活動等)	有・無 ・不明	
e 周辺環境に影響を及ぼすような施設 (ごみ処理場や暴力団事務所等) がありますか。	有・無 ・不明	
f 近隣からの振動・騒音・臭気等がありますか。	有・無	



## 2 住戸に関するチェックリスト

### A 内装の不具合等の確認です。

項目		状況	修繕時期・現状等
雨漏り	天井	有・無・修繕済	
	ドア <sup>注1</sup>	有・無・修繕済	
	窓 <sup>注1</sup>	有・無・修繕済	
漏水	天井	有・無・修繕済	
	壁	有・無・修繕済	
結露・カビ	天井	有・無・修繕済	
	壁	有・無・修繕済	
	床	有・無・修繕済	
	収納	有・無・修繕済	
	サッシ <sup>注1</sup>	有・無・修繕済	
	浴室	有・無・修繕済	
	その他	有・無・修繕済	
腐食	サッシ <sup>注1</sup>	有・無・修繕済	
	バルコニー手すり <sup>注1</sup>	有・無・修繕済	
	その他	有・無・修繕済	
その他	壁ひび割れ	有・無・修繕済	
	クロス剥れ	有・無・修繕済	
		有・無・修繕済	
		有・無・修繕済	

	部位等	有無等	不具合等	修繕時期・現状等
収納関係	食器棚	有・無・撤去	有 無	
	つり戸棚	有・無・撤去	有 無	
	床下収納	有・無	有 無	
	下駄箱	有・無・撤去	有 無	
	その他	有・無・撤去	有 無	
建具関係	サッシ・網戸 <sup>注1</sup>	有・無	有 無	
	ドア <sup>注1</sup>	有・無	有 無	
	ふすま	有・無	有 無	
	障子	有・無	有 無	
その他	カーテンレール	有・無・修繕済	有 無	
	カーテン	有・無・修繕済	有 無	

注1) 玄関ドア、サッシ、バルコニー（手すりも含む。）は共用部分です。修繕等を行う場合は、費用負担等について管理組合に確認しましょう。

B 設備に関する確認です。

主要設備の名称		有・無	不具合等の状況	修繕の時期・現状等	
電気容量（アンペア数）		A	—	増設 可・不可	
空調設備	冷暖房機（電気・ガス）	有・無	有・無・修繕済		
	冷房機	有・無	有・無・修繕済		
	暖房機（電気・ガス・石油）	有・無	有・無・修繕済		
	床暖房設備（電気・ガス）	有・無	有・無・修繕済		
	換気扇	有・無	有・無・修繕済		
	24時間換気システム	有・無	有・無・修繕済		
給排水・衛生設備	給湯器（電気、ガス）	有・無	有・無・修繕済		
	湯沸器	有・無	有・無・修繕済		
	台所	流し台	有・無	有・無・修繕済	
		コンロ(ガス・電気)	有・無	有・無・修繕済	
		浄水器	有・無	有・無・修繕済	
		食器洗浄機	有・無	有・無・修繕済	
	浴室	シャワー	有・無	有・無・修繕済	
		追い炊き機能	有・無	有・無・修繕済	
		浴室乾燥機能	有・無	有・無・修繕済	
	洗面	シャワー	有・無	有・無・修繕済	
		コンセント	有・無	有・無・修繕済	
	トイレ	保温	有・無	有・無・修繕済	
		洗浄機能	有・無	有・無・修繕済	
照明設備	屋内照明器具（ ）	有・無	有・無・修繕済		
	（ ）	有・無	有・無・修繕済		
	（ ）	有・無	有・無・修繕済		
その他	テレビ共同受信設備	有・無	有・無・修繕済		
	インターネット接続環境	有・無	有・無・修繕済		
	（ ） （ ）				

**C マンション内の近隣住戸等に関する確認事項です。**

a	テレビ、携帯電話など電波障害がありますか。	有・無	
b	近隣住戸も含め過去に浸水、火災等の被害がありましたか。	有・無	
c	近隣住戸も含め過去に重大な事件、自殺等の発生がありましたか。	有・無	
d	近隣住戸からの振動・騒音・臭気等がありますか。	有・無	
e	近隣住戸に影響を及ぼすような施設（暴力団事務所、24時間営業の店舗等）がありますか。	有・無	
f	近隣住戸との間で何か注意すべき事項はありますか。	有・無	

**D 区分所有者に引き継がれる事項に関する確認事項です。**

a	管理組合はありますか。	有・無	
b	管理費はいくらですか。	—	円
	滞納はありますか。	有・無	円
c	修繕積立金はいくらですか。	—	円
	滞納はありますか。	有・無	円
d	その他金銭的な負担はありますか（借地の場合の地代、自治会費の徴収等）。	有・無	円
e	専用使用权はありますか。	有・無	
	専用使用料はありますか。	有・無	円
f	管理規約はありますか。	有・無	
g	使用細則はありますか。	有・無	
h	専有部分に関する住宅履歴関係書類はありますか。	有・無	引継
	リフォーム時の工事請負契約書 <sup>注1</sup>	有・無	可・不可
	工事記録書	有・無	可・不可
	住宅検査報告書	有・無	可・不可
	その他（ ）	有・無	可・不可

注1) 契約書には個人情報も含まれることがあるため、引継ぎの有無や取扱い等について確認しましょう。

### 3 管理に関するチェックリスト

#### A 管理規約等に関する事項

a 管理規約に共用部分の範囲が示されていますか。	無・有	
b 専有部分の用途その他利用制限に関する管理規約の規定はありますか。	無・有	<input type="checkbox"/> 住戸のみ <input type="checkbox"/> 事務所可 <input type="checkbox"/> 店舗可 <input type="checkbox"/> その他 ( )
c 共有持分、議決権の割合はどのようになっていますか。	—	—
共有部分の持分割合	—	<input type="checkbox"/> ( ) 分の <input type="checkbox"/> その他 ( )
議決権の割合	—	<input type="checkbox"/> ( ) 分の <input type="checkbox"/> その他 ( )
d 専有部分のリフォームに関する取決めはありますか。	無・有	
e ペット飼育はできますか。また、ペット飼育に関する取決めはありますか。	—	—
ペット飼育	不可・可	
ペット飼育に関する取決め	無・有	
f 駐車場はどのようになっていますか。	—	—
空き	無・有	( ) 年 ( ) 月 ( ) 日(時点) 使用料( ) 円/月)
使用者選定方法	—	<input type="checkbox"/> 抽選 <input type="checkbox"/> 申込順 <input type="checkbox"/> その他 ( )
g 自転車置場はどのようになっていますか。	—	—
空き	無・有	( ) 年 ( ) 月 ( ) 日(時点) 使用料( ) 円/月)
使用者選定方法	—	<input type="checkbox"/> 抽選 <input type="checkbox"/> 申込順 <input type="checkbox"/> その他 ( )
h 他の居住者で、他人に賃貸している住戸や、事務所等の居住以外の住戸はありますか。	無・有	賃貸住宅 戸 事務所 戸 店舗 戸 その他 戸
i マンション内で過去に重大な事件、自殺等の発生がありましたか。	無・有	
j マンション内で振動・騒音・臭気等がありますか。	無・有	
k マンション内で近隣住戸に影響を及ぼすような施設（暴力団事務所、24時間営業の店舗等）がありますか。	無・有	
l その他（楽器の使用等の制限、バルコニーの使用など）取決めはありますか。	無・有	
m マンション周辺の近隣との申合せ事項（自治会・町内会等との協定や負担金の取決め等）がありますか。	無・有	

## B 管理費・修繕積立金に関する事項

a 既に積み立てられている修繕積立金はどのくらいありますか。	無・有	円 ( 年 月 日現在)
b 管理費・修繕積立金が滞納された時の対応に関する規定が管理規約等にありますか。	無・有	
c 管理費・修繕積立金の減免に関して管理規約に規定がありますか。	無・有	
d 管理費・修繕積立金に変更される予定はありますか。	無・有	
e 修繕工事の予定はありますか。	無・有	
f 修繕工事に伴い一時金の徴収は予定されていますか。	無・有	
g 建替えについて検討されていますか。	無・有	

## C 管理組合が保管している図書に関する確認事項

a 管理規約の原本及び改正記録	無・有	j 耐震診断報告書	無・有
b 使用細則の原本及び改正記録	無・有	k アスベスト使用調査報告書	無・有
c 管理組員等名簿	無・有	l 都市計画法、区市町村条例等に基づく許可書等	無・有
d 総会議案書及び議事録（理事会議事録を含む。）	無・有	m 各種協定書等	無・有
e 会計に係る帳票類	無・有	n 各種保険証書	無・有
f 長期修繕計画（資金計画を含む。）	無・有	o 管理委託契約書	無・有
g 竣工図等設計図書（建物及びその附属施設）	無・有	p アフターサービス書等	無・有
h 修繕履歴（工事記録書等）	無・有	q その他（ ）	無・有
i 住宅検査報告書	無・有	—	—

## D 管理形態に関する確認

a 管理形態はどのようになっていますか。	<input type="checkbox"/> 全部委託管理 <input type="checkbox"/> 一部委託管理 <input type="checkbox"/> 自主管理
b 管理を委託している場合、委託先はどこですか。	—
管理業者の名称	
所在地・連絡先	
登録番号	

## 不動産取引と契約に際しての留意事項

### 重要事項説明の留意事項

- 買主は、売買契約を締結する前に、取引物件と取引条件等について、宅地建物取引主任者から書面（重要事項説明書）による説明を受けることになっています。

重要事項説明書は契約締結日前に余裕を持って説明を受け内容を確認しましょう。  
事前の説明が困難な場合は、説明日の前に入手し、事前に確認しておきましょう。

- 既存マンションの購入に際して、特に留意すべき事項には、管理組合や管理規約等の有無、専有部分や共用部分の使用の制限、管理費・修繕積立金の金額、などがあります。
- 売主も、重要事項説明書の内容を確認しておくことをお勧めします。



### 売買契約書の留意事項

- 住宅の売買は、売主と買主が対等の立場で売買契約を締結し、お互いに債務を負います。売主、買主の双方が契約書の内容について、十分に理解して契約を締結することが重要です。
- 既存マンションでは、築年数や使用状況等により個別性があるため、売買契約において、その状況等に応じた特約や特記事項等をつける場合があります。





○ 不動産取引の相談窓口

担当部署・名称	電話・ホームページ
都市整備局不動産課 ○不動産取引に関する相談  ○宅建業者名簿の閲覧  ○宅建業者の 免許情報提供サービス	電話 03-5321-1111 内線 30-381 ☆面談相談 9:00～11:00 13:00～16:00 電話 03-5321-1111 内線 30-371 ☆閲覧時間 9:00～17:00 (水曜は12:00まで) 閲覧手数料 1件につき300円 ☆ <a href="http://www.takken.metro.tokyo.jp/">http://www.takken.metro.tokyo.jp/</a>
東京都消費生活総合センター ○商品やサービスなどの苦情・トラブルに関すること	電話 03-3235-1155 <a href="http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/">http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/</a>

○ 関係団体の相談窓口

売買に関すること	電話
(社)不動産協会	電話 03-3581-9421 月～金 9:30～17:00
(社)日本住宅建設産業協会	電話 03-3511-0611 10:00～17:00
(社)東京都宅地建物取引業協会	電話 03-3264-8000 月～金 10:00～15:00
(社)全日本不動産協会東京都本部	電話 03-3261-1010 月～金 9:30～17:30
マンション管理に関すること	電話
(社)高層住宅管理業協会	電話 03-3500-2721 月～金 10:00～17:00
特定非営利活動法人 日本住宅管理組合協議会	電話 03-5256-1241 月～金 10:00～17:00
有限責任中間法人 首都圏マンション管理士会	電話 03-3538-6433 月～金 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)
東京都マンション管理士会	電話 03-6413-8727 月～金 9:00～17:00
(財)マンション管理センター	電話 03-3222-1516 月～金 9:30～17:00
その他(建築関係等)	電話
(社)東京都建築士事務所協会	電話 03-5339-8288 水 13:30～16:30
(社)東京建築士会	電話 03-3536-7711 月 9:30～12:00
独立行政法人 住宅金融支援機構	電話 0570-0860-35 月～金 9:00～17:00 (フラット35お客様コールセンター)
(財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	電話 03-5466-2103 (まちづくり推進課) 03-5466-2052 (住宅性能課) 月～金 9:00～17:00

○ 東京都の刊行物等

分譲マンションの 管理・建替えに関する もの	東京都分譲マンション維持・管理ガイドブック (平成16年10月改訂) ¥220
	東京都分譲マンション長期修繕計画・計画修繕ガイドブック (平成12年3月発行) ¥350
	安心して暮らしていくためのマンション管理ガイドライン (平成17年10月発行) ¥460
	マンション建替えガイドブック (平成18年3月発行) 無償配布
既存戸建住宅の 売買に関するもの	安心して住宅を売買するためのガイドブック(戸建住宅編) (平成19年7月発行) ¥380



分譲マンション維持・  
管理ガイドブック



分譲マンション長期  
修繕計画・計画修繕  
ガイドブック



安心して暮らしてい  
くためのマンション  
管理ガイドライン



マンション建替え  
ガイドブック



安心して住宅を売買  
するためのガイドブ  
ック(戸建住宅編)

～お問い合わせ先(購入方法等)～

(マンション建替えガイドブックを除く)

東京都庁都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階) TEL03-5321-1111 内線 29-336, 337

利用時間: 9:00~18:15(土・日・祝祭日及び年末年始を除く)

(マンション建替えガイドブック)

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課(都庁第二本庁舎20階) TEL03-5320-5007

【問い合わせ先】

東京都都市整備局住宅政策推進部

民間住宅課 電話 03-5320-5005 FAX 03-5388-1481

(不動産取引については) 不動産業課 電話 03-5320-5071 FAX 03-5388-1480

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp>

安心して住宅を売買するためのガイドブック(マンション編)のポイント

編集・発行 東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課  
東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話 03(5320)5005

印刷 正和商事株式会社  
東京都中野区沼袋2-20-8  
電話 03(3388)1841

